



令和8年1月6日

京都市長 松井 孝治 様

京都市行政委員の報酬の
在り方に関する検討委員会
委員長 曾我 謙悟

京都市行政委員の報酬の在り方に関する事項について（答申）

令和7年8月18日付け行人給第6号により、本委員会に対して諮問された京都市の行政委員（地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員及び同条第1項に規定する委員をいう。）の報酬の在り方に関する事項について、別紙のとおり答申します。

答 申 書

京都市行政委員の報酬の在り方に関する
検討委員会

1 はじめに

地方自治体における行政委員会は、地方自治法第138条の4及び第180条の5に基づき設置される首長から独立した執行機関である。

京都市においては、人事委員会、監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会が設置されており、各行政委員の報酬については、その職務・職責に応じて「京都市報酬及び費用弁償条例」に定められているが、京都市では、長期間にわたり、改定が行われてこなかった。

このような状況や、京都市会における決議（令和6年12月）等を踏まえ、行政委員の報酬の在り方について、調査し、審議するため、京都市の附属機関として、「京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会」が新たに設置された。

本委員会では、8月18日に市長から諮問を受けて以降、4回の会議を開催し、行政委員の報酬の支給方法や水準などについて、委員相互に活発に議論を行った結果、諮問に対する結論を得たため、答申を行うものである。

2 主な審議内容と改定の考え方

審議に当たっては、各行政委員の職責、選任により受ける制約、職務内容、活動の状況、本市における特別職の給与等の改定内容、他の政令指定都市との比較など、幅広い観点から現状の把握・分析を行った。

また、行政委員の報酬については、地方自治法において勤務日数に応じて支給することが原則とされている中、本市では、平成21年に、人事委員会、教育委員会及び市選挙管理委員会の各委員長及び委員に対して月額で報酬を支払っていることについて住民訴訟が提起され、判決において、各委員の重大な職責に対する対価として月額報酬を支給するこ

とには十分な合理性があり、法の趣旨に反するものではないとの判断が示された経過がある。

本委員会では、こうした経過にも留意しつつ、行政委員の報酬の在り方について検討を行った。

(1) 改定の必要性

本市の行政委員の報酬の額については、過去、基本的に市長等の給与に準じた改定が行われてきた経過があるが、長年にわたり、市長等の給与が据え置かれてきた結果、同様に改定が行われていない。

しかしながら、社会経済情勢や政令指定都市の状況が大きく変化していること、令和7年4月から市長等の給与の改定が行われたことなども踏まえ、報酬の支給方法及び額について検討のうえ、改定する必要があると判断した。

(2) 報酬の改定の考え方

行政委員の報酬の額については、社会情勢等も十分に考慮しつつ、その職務・職責に応じたものとするべきである。

そのため、上述の各事項に関する検証や数値の比較等を行い、議論を重ねた結果、各行政委員について、それぞれ、次の考え方に基つき改定することが、その職務・職責を反映するうえで、現時点では最も合理的であり、適当であるとの結論に至った。

ア 人事委員会・監査委員・教育委員会

① 支給方法

継続的な業務負担がある実態に加え、各委員の重大な職責、選任により受ける制約、他の政令指定都市の状況等を考慮し、引き続き、月額制とするのが適当である。

② 報酬額

人事委員会委員長及び監査委員の報酬月額について、市長等の給与の改定手法と同様の考え方で選定した人口及び歳出規模が類似し、かつ月額制を採用する4つの政令指定都市（札幌市、川崎市、神戸市及び福岡市）の人事委員会委員長及び監査委員の報酬月額の平均額を基準として改定する。

また、代表監査委員と識見監査委員の報酬月額については、これまで差異を設けていたが、監査委員が独任制であること及び他の政令指定都市の状況を踏まえ、今回の改定に合わせて、同一の額とする。

人事委員会委員及び教育委員会委員の報酬月額については、市内部での均衡の観点から、人事委員会委員長及び代表監査委員の報酬月額の改定率を用いて改定する。

イ 市・区選挙管理委員会

① 支給方法

委員会への出席が主要な業務である実態から、委員の業務負担については、日額により評価することを基本としつつ、一方で、各委員の重大な職責、選任により受ける制約等についても十分に考慮する必要がある、他の政令指定都市での事例も参考にして、月額と日額の併用制とすることが適当である。

② 報酬額

市選挙管理委員会委員長の報酬の月額部分について、市長等の給与の改定手法と同様の考え方で選定した人口及び歳出規模が類似し、かつ月額制を採用する3つの政令指定都市（川崎市、神戸市及び福岡市）における市選挙管理委員会委員長の報酬月額の

平均額の半額を基準として設定する。

市選挙管理委員会委員並びに区選挙管理委員会の委員長及び委員の報酬の月額部分については、市内部での均衡の観点から、市選挙管理委員会委員長の月額部分の改定率を用いて設定する。

報酬の日額部分については、市選挙管理委員会の委員長及び委員にあつては既に日額制を採っている固定資産評価審査委員会の委員との均衡を、区選挙管理委員会の委員長及び委員にあつては市選挙管理委員会及び附属機関の委員との均衡を考慮して設定する。

③ 留意点

本委員会では、市・区選挙管理委員の報酬について、日額制の採用も含めた議論が行われたところである。

本答申に沿った改定が行われた後も、月額と日額の併用制への見直しの効果や課題も含め、支給方法についての検証・検討が必要である。

ウ 農業委員会

① 支給方法

継続的な業務負担がある実態に加え、各委員の重大な職責、選任により受ける制約、他の政令指定都市の状況等を考慮し、引き続き、月額制とするのが適当である。

② 報酬額

農業委員会会長の報酬月額について、農業委員会の職務内容を考慮し、委員1人当たりの農家の戸数が類似する5つの政令指定都市（仙台市、さいたま市、相模原市、名古屋市及び堺市）の農業委員会会長の報酬月額の平均額を基準として改定する。

農業委員会の会長代理及び委員の報酬月額については、市内部での均衡の観点から、農業委員会会長の報酬月額の改定率を用いて改定する。

エ 議員選出の監査委員

現行の報酬月額が市会副議長と議員の報酬月額の差額と同額に設定されている経過を踏まえ、市会議員の報酬月額の改定内容（令和9年4月実施）を勘案し、改定する。

オ 固定資産評価審査委員会

委員の職務の性質、専門性、他の政令指定都市の状況等を考慮し、現行の報酬日額を据え置くこととする。

なお、委員会への出席日以外の日の業務負担についても、実態を把握のうえ、必要に応じて適切に評価すべきである。

3 具体的な報酬の支給方法及び額並びに改定時期

これら審議の結果に基づき、本市の行政委員の報酬の支給方法及び額並びに改定時期について、以下のとおりとすべきである。

(1) 報酬の支給方法及び額

ア 人事委員会・監査委員・教育委員会

人事委員会委員長・監査委員 月額 323,000円

人事委員会委員・教育委員会委員 月額 305,000円

イ 市・区選挙管理委員会

市選挙管理委員会委員長	月額	133,000円
及び	日額	18,000円
市選挙管理委員会委員	月額	120,000円
及び	日額	18,000円
区選挙管理委員会委員長	月額	54,000円
及び	日額	10,000円
区選挙管理委員会委員	月額	47,000円
及び	日額	10,000円

ウ 農業委員会

会 長	月額	70,000円
会長代理	月額	61,000円
委 員	月額	52,000円

エ 議員選出の監査委員

月額 60,000円

オ 固定資産評価審査委員会委員

日額 18,000円（据置き）

(2) 改定時期

本答申後、速やかに改定するのが適当であるが、具体的な改定時期については、公務運営への影響についても考慮し、適切に検討すべきである。

4 最後に

行政委員の報酬は、それぞれの所管事務の執行機関という重要な職務・職責に応じた適切なものであるべきであり、本委員会としては、答申に基づく対応がなされることを望む。

そのうえで、今後の報酬改定については、市長等の特別職の給与の改定と併せて検討すべきと考える。

また、行政委員の報酬の支給方法及び報酬額が、その職務・職責に応じた適切なものとなっているか、常に検証が必要である。

今後、第三者の意見も聞きながら、継続的に検証し、必要に応じて見直しを検討すべきである。